

# 『輸送の安全に関する基本方針』

1. 社長は、当社の事業が公共的立場から乗客を「安全」「安心」「快適」に目的地まで輸送を継続する事が社会の発展に寄与するものであり、輸送の安全の確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底させます。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、検証、改善（PLAN Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を継続的に見直す事により全社員が一丸となって業務を遂行し絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
3. 関係法令を遵守し、輸送の安全性に関する情報については積極的に公表します。

# 『輸送の安全に関する重点施策』

—輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。—

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施します。
6. 国土交通省・NASVA・バス協会の講習・指導を積極的に活用し事故削減に努めます。